

## 2 地方通信ルート策定のための指針

### (1) はじめに

我が国は地震・台風・火山噴火等災害に見舞われやすい自然環境下にあります。これら災害の被害を最小限に食い止めるには、災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達が大変重要になります。

これまで非常通信協議会を中心に、通信計画の作成や通信訓練等を通じて通信ルートの策定に取り組んでおり、平成 29 年（2017 年）2 月現在、国と都道府県を結ぶ通信ルート（以下「中央通信ルート」という。）及び都道府県と市町村を結ぶ通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）が全ての都道府県等で策定されております。

### (2) 地方通信ルート策定の目的・根拠について

#### ア 策定の目的

中央通信ルートとともに地方通信ルートを策定し、被災市町村から都道府県、国までの通信経路を確立した上で、非常通信協議会の作成する非常通信計画等に掲載し、非常時において国及び地方公共団体が迅速かつ的確に災害情報等の収集・伝達を行うことを目的とします。

なお、地方通信ルートには、公衆回線の途絶又は輻輳の発生により公衆網による通信が困難な場合を想定した通信ルート（以下「通常通信ルート」という。）と、通常通信ルートが使用できない場合を想定し、他団体・他機関（隣接する市町村など）の自営通信システムを利用する通信ルート（以下「非常通信ルート」という。）がありますが、本指針においては「非常通信ルート」の策定を主な目的とします。

#### イ 策定の根拠

都道府県及び市町村は、災害対策基本法第 40 条及び第 42 条に基づき、地域防災計画の中で「情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達」に関する計画を定めなければなりません。

また、防災基本計画（平成 28 年 5 月中央防災会議決定）の中には災害時の情報収集・連絡体制の整備として、「国、公共機関、地方公共団体及び事故災害においては関係事業者等は、災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市町村、都道府県、国その他防災機関及び事故災害においては関係事業者等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるものとする。」とあり、国及

び地方公共団体等が災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る場合、電波法第74条の2の規定により非常通信の確保を目的に活動する「非常通信協議会との連携にも十分配慮すること」とあります。

なお、本指針において策定を求めている「非常通信ルート」とは、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信を円滑に実施するためのものです。

さらに、近年の国際情勢の緊張の度合の高まりや弾道ミサイルの発射、大規模なテロリズムの発生等、取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対応も想定した計画作成等の必要性も求められています。このことから、策定に当たっては自主防災組織や災害発生地域以外の要避難地域、避難地域における拠点など地域・住民等に対する警報の伝達等が的確かつ迅速に行われるよう、非常通信の円滑な実施の確保についても十分な配慮が必要であり、各機関は相互に協力して通信ルートの策定に努めなければなりません。

### **(3) 地方通信ルートの策定方法について**

地方通信ルートは都道府県、市町村及び地方非常通信協議会が連携し、以下の条件等により策定します。

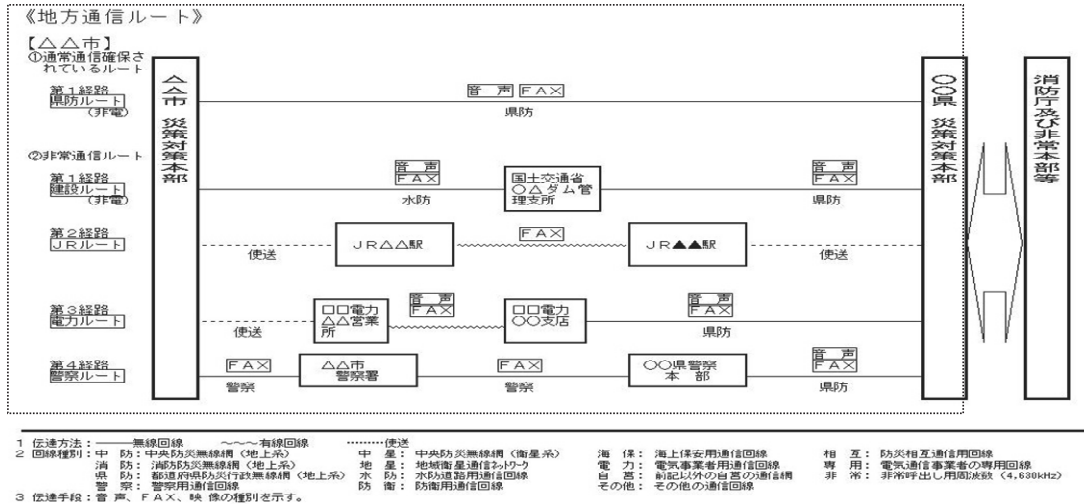
#### **ア 策定における条件**

- (ア) 無線局等の選定に当たっては、商用電源の停電を想定して非常用電源の運用許容時間等を考慮する。
- (イ) 自主防災組織や避難拠点など地域・住民と市町村役場間の情報収集・伝達手段について考慮する。
- (ウ) 地域防災計画における通信ルート等との整合性を図る。

## 地方通信ルート of 策定

### 《策定における条件》

- 1 無線局等の選定に当たっては、商用電源の停電を想定して非常用電源の運用許容時間等を考慮すること。
- 2 自主防災組織や避難拠点など地域・住民と市町村役場間の情報収集・伝達手段について考慮すること。
- 3 地域防災計画における通信ルート等との整合性を図ること。



### イ 策定の手順

策定手順の一例として、以下の様な手順が考えられます。

- (ア) 地域防災計画等で設定している既存の通信ルートのうち、都道府県防災行政無線などの自営の通信ルート（公衆回線を除く）を通常通信ルートとして設定します。
- (イ) 既存の通常通信ルートの使用不可に備えて、他団体・他機関の自営通信システムを利用する非常通信ルートを選定します。
- (ウ) 非常通信ルートを選定できない場合、地方非常通信協議会に当該地域の自営通信システムの保有団体・機関についての情報提供を求めます。
- (エ) 提供された情報をもとに、市町村から自営通信システムの保有団体・機関までの距離等を考慮して、非常通信ルートを選定します。
- (オ) 自営通信システムの保有団体・機関との調整等については、必要に応じ地方非常通信協議会に協力を要請し、非常通信ルートとして設定します。
- (カ) 策定した非常通信ルートを地域防災計画等に反映させます。
- (キ) 防災・通信訓練等を通じて非常通信ルートの確認や機器の点検を定期的を実施します。

ウ 策定における体制等について

- (ア) 都道府県、市町村及び地方非常通信協議会は実務担当者会議等を開催するなど連携して、地方通信ルート策定のための体制整備に努めてください。
- (イ) 地域の特性や実情等に応じた地方通信ルートの策定計画を立て、実施してください。
- (ウ) 都道府県と地方非常通信協議会は円滑なルート策定を図るために、各市町村と自営通信システムを保有する団体・機関との間の調整を積極的に行ってください。
- (エ) 地方通信ルート策定後は、各地方非常通信協議会が作成する非常通信事務必携等に通信ルートを掲載し、都道府県、市町村及び地方非常通信協議会との間で定期的な情報交換を行うなど、情報の共有化を行い、密接な連携に努めてください。
- (オ) 中央非常通信協議会構成員は、本指針に基づく地方通信ルート策定に関してそれぞれの支社・出先機関等に対し指示又は助言を行ってください。